

国立大学法人群馬大学人材養成システム検討委員会規程

平成27. 4. 1 制 定  
改正 平成29. 4. 1 平成30. 4. 1  
令和 3. 4. 1

(趣 旨)

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）に、テニュアトラック制による新たな人材養成システムを確立し、人材の流動化・活性化を図るため、国立大学法人群馬大学人材養成システム検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) テニュアトラック制の検証・評価
- (2) テニュアトラック制の普及及び推進に係る支援及び助言
- (3) テニュアトラック制に係る問題点等の改善策の検討
- (4) 最先端の科学・技術研究を遂行できる若手研究指導者の育成及び指導
- (5) その他人材養成システムの検討に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・企画担当）
- (2) 理事（教育・評価担当）
- (3) 理事（総務・財務担当）
- (4) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、理事（研究・企画担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的な事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、事務局各部及び関係事務部の協力を得て、研究推進部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。